○財務省告示第四号
経済産業省

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成三十年四月十六日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：前橋支店 郵便番号：371―0026 所在地：群馬県前橋市大手町二丁目6―17 電話番号：027―224―8151	営業所又は事務所の名称：前橋支店 郵便番号：371―0023 所在地：群馬県前橋市本町一丁目1―11 電話番号：027―224―8151

(2)　変更年月日

平成30年4月16日

(3)　変更の理由

移転のため

○厚生労働省告示第二百三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
七八	一般社団法人埼玉県薬剤師会	埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号	埼玉県さいたま市北区土呂町一丁目五十番地四	理化学試験	平成三十年三月三十一日
一六七	公益社団法人広島県薬剤師会	広島県広島市中区富士見町十一番四十二号	広島県広島市中区富士見町十一番四十二号	理化学試験	平成三十年三月三十一日

○農林水産省告示第八百八十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第五項第五号の規定に基づき、昭和二十五年三月十四日農林省告示第五十二号（湖沼及び湖沼に準ずる海面の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年九月一日から施行する。

平成三十年四月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

改正後	改正前
漁業法第六条第五項第五号の湖沼及び湖沼に準ずる海面は、次のとおりとする。 (一)　湖沼 サロマ湖　能取湖　風蓮湖　厚岸湖　霞ケ浦、北浦及び外浪逆浦（これらの湖沼を連絡する水路であって茨城県の区域に属する部分を含む。）　加茂湖　浜名湖　琵琶湖（周辺の内湖を除く。）　中海 (二)　（略）	漁業法第六条第五項第五号の湖沼及び湖沼に準ずる海面は、左の通りとする。 (一)　湖沼 琵琶湖（周辺の内湖を除く。）　霞ケ浦北浦　浜名湖　中海　加茂湖　猿澗湖　風蓮湖　厚岸湖 (二)　（略）

○農林水産省告示第八百八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十四条第一項の規定に基づき、同項の湖沼を次のように指定する。

平成三十年四月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

サロマ湖　能取湖　風蓮湖　温根沼　厚岸湖　霞ケ浦、北浦及び外浪逆浦（これらの湖沼を連絡する水路であって茨城県の区域に属する部分を含む。）　加茂湖　浜名湖　琵琶湖　中海

附　則

1　この告示は、平成三十年九月一日から施行し、能取湖における漁業の免許の内容等の事前決定及び当該免許の申請に関し海区漁業調整委員会が処理すべき事項については、公布の日から適用する。

2　昭和二十五年三月十四日農林省告示第五十三号（湖沼の指定）及び昭和二十七年二月十二日農林省告示第五十号（漁業法に基き温根沼指定）は、廃止する。

○農林水産省告示第八百八十二号

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項の規定に基づき、平成元年九月二十日農林水産省告示第千百八十六号（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第一項の規定により、農林水産大臣が定める内水面を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年九月一日から施行する。

平成三十年四月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
サロマ湖　能取湖　風蓮湖　温根沼　厚岸湖　霞ケ浦、北浦及び外浪逆浦（これらの湖沼を連絡する水路であって茨城県の区域に属する部分を含む。）　加茂湖　浜名湖　琵琶湖　中海	サロマ湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、霞ケ浦、北浦及び外浪逆浦（外浪逆浦と霞ケ浦及び北浦を連絡する水路であって茨城県の区域に属する部分を含む。）、加茂湖、浜名湖、琵琶湖、中海

○防衛省告示第八十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、新規提供が平成三十年四月十三日次のとおり決定された。

平成三十年四月十六日

防衛大臣　小野寺五典